和歌山市告示第４１４号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年１１月２０日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

年度	種別
令和８年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和８年１１月２０日掲示済）

後期高齢者医療保険料納入通知書　公示送達者一覧

	通知書番号	納付義務者	住所	年度
1	02787687	樋口　功臣	和歌山県和歌山市福島771番地3　コーポサンライト104	令和8年度
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				